

第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

第1節 政府の経済対策等における金融庁の取組み

I 経緯等

「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定。以下「経済対策」という。）は、産業構造改革、働き方や労働市場の改革、人材育成の一体改革に取り組み、社会保障改革等の構造改革を加速化するとともに、未来への投資の加速を目的とする総合的かつ大胆な経済対策として策定された。

「経済対策」では、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につながる施策が重点的に盛り込まれている。

II 金融庁関連の施策

「経済対策」においては、金融分野の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている。

- 家計の「貯蓄から資産形成へ」という流れを政策的に後押しすべく、少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善・普及や、金融機関における顧客本位の行動の徹底等を進める。
 - ・ 少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの更なる改善・普及
 - ・ 投資初心者を中心とした実践的な投資教育の促進
 - ・ 個人型確定拠出年金の普及促進
 - ・ 金融商品の組成・運用・販売の全ての場面において、金融機関が「顧客の最善の利益を考えて行動すべき」という原則（フィデューシャリー・デューティー）の確立及び金融商品の販売手数料等の開示の促進
 - ・ 資産保有者による運用機関への関与を通じたコーポレートガバナンス改革
- 企業の生産性向上を支援するため、省庁横断的な取組を推進する。
 - ・ 「ローカルベンチマーク」の活用
 - ・ 官民の金融関係機関による債権放棄等の促進
 - ・ 地域金融機能の強化
 - ・ 地域経済活性化支援機構等の活用の促進
- 金融の機能の安定を確保するため、金融機能強化法に基づく資本

増強制度等の期限を延長する。

- ・ 金融機能強化法に基づく資本増強制度や銀行等保有株式取得機構による株式等の買取制度等の期限の延長

(参考：「未来への投資を実現する経済対策」の構成)

第1章 景気の現状と経済対策の基本的な考え方

第2章 取り組む施策

2. 成長戦略の加速等

I. 一億総活躍社会の実現の加速

(3) 社会全体の所得と消費の底上げ

II. 21世紀型のインフラ整備

(5) 生産性向上へ向けた取組の加速

III. 英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに
中小企業・小規模事業者及び地方の支援

IV. 熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応
の強化

V. 成長と分配の好循環を強化するための構造改革等の推進

第3章 各項目の主な具体的措置

第4章 本対策の規模と効果

第2節 政府の成長戦略等における金融庁の取組み

I 「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）

1. 経緯

第4次産業革命をはじめとする将来の成長に資する分野における大胆な投資を官民連携して進め、「未来への投資」の拡大に向けた成長戦略と構造改革の加速を図るため、産業競争力会議及び未来投資に向けた官民対話を発展的に統合した成長戦略の司令塔として、28年9月、未来投資会議の開催が決定された。

未来投資会議の議論を経て、29年6月、近年急激に起きている第4次産業革命のイノベーションを、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会問題を解決する「Society5.0」を実現するため、「未来投資戦略2017」が策定された（同年6月9日閣議決定）。

2. 金融庁関連の施策（資料6-2-1参照）

「未来投資戦略2017」においては、金融庁関連の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている。

（1）FinTechの推進等

- イノベーションのための環境整備等
 - ・ FinTechを活用したイノベーションに向けたチャレンジの加速
 - － 実証実験の際のコンプライアンスや監督対応上の躊躇・懸念を払拭する観点から、関係省庁と連携・協力し、金融法令以外の障害の解決を含め、実証実験の容易化を図る（FinTech実証実験ハブ（仮称））
 - － 電子記録債権取引・本人確認等に係るブロックチェーン技術の実証実験の推進や、国際共同研究の実施
 - ・ オープン・イノベーション（FinTech企業と金融機関等との連携・協働）の推進
 - － 改正銀行法等を施行するとともに、オープンAPIの推進や銀行代理業に係る課題について検討
 - － 金融業における新たな技術の活用や、金融機関がIT等によりサービス・能力を機動的に開発・展開していく必要性等を十分に踏まえ、決済業務等をめぐる横断的な法制の整備等について検討
 - － FinTechに対応した効率的な本人確認の方法について検討
 - － IT技術を活用して、官民が効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行う「RegTech」の推進に向けて検討
- 国際的な人材や海外当局との連携・協働
 - ・ 海外当局との協力枠組みの活用・拡大によるFinTech企業の海外展開の支援や、フィンテック・サミットの開催
- 企業の成長力強化のためのFinTechアクションプラン

- ・ 金融E D I活用を起点として企業の財務・決済プロセス全体を高度化（企業会計のI T・クラウド化、XML新システム等のデータを活用した融資サービス・税務対応支援の容易化、電子手形・小切手への移行等）

（2）中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進

- コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上
 - ・ アベノミクスのトップアジェンダであるコーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へ深化させていくため、引き続き、「フォローアップ会議」における議論・検討等を通じ、以下のような取組みの強化を促進
 - － 機関投資家による、スチュワードシップ・コードの改訂を踏まえた、実効性あるスチュワードシップ活動等
 - － 上場企業と投資家との間でのより実効的な対話等の実施
 - － 客観性・適時性・透明性ある形でのCEOの選解任や、必要な資質・多様性を備えた取締役会の構成、戦略等を重視した取締役会の運営、これらに対する適切な評価
 - － 株式の政策保有に関する方針の分かりやすい開示、保有の合理性のない政策保有株式の縮減
- 企業の情報開示、会計・監査の質の向上
 - ・ 投資家の投資判断に必要な情報の十分かつ公平な提供を確保するため、幅広い関係者の意見を聞きつつ、以下の取組みを実施
 - － 金融審議会において、上場企業の情報開示のあり方について、四半期開示のあり方を含め、総合的に検討
 - － 事業報告等と有価証券報告書の記載内容の共通化に係る検討を加速
 - ・ 会計基準の品質向上、適正な会計監査の確保により、企業の情報開示の信頼性を確保

（3）活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

- 家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等
 - ・ 積立を利用した長期・分散投資の普及・促進と金融・投資教育の充実等
 - － つみたてN I S Aを含むN I S A制度全体の更なる普及・促進
 - － 家計に対する実践的な投資教育・情報提供の推進
 - － 投資家における投資信託の比較・選択に資する情報提供の在り方の検討
 - ・ 「顧客本位の業務運営」の定着
 - － 金融機関等の取組みの実態把握や、顧客本位の業務運営の定着度合いを評価できる指標の公表を働きかけ
 - ・ 日本のアセットオーナーからの運用受託が見込まれる海外資産運用業者等の「ファストエントリー」の実現
 - － 金融業の拠点開設サポートデスクを通じ、東京都と連携の上、海外金融事業者による日本拠点の開設を促進

○ 金融仲介機能の質の向上

- ・ 経済・市場の環境変化に適時適切に対応し、金融仲介機能の安定的な発揮を通じて我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等を金融面から支援
- ・ 金融機関による、企業の生産性向上等を支援し、その結果金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保する取組み(顧客との「共通価値の創造」)を通じた、地域経済の活性化
 - － 金融機関による事業性評価に基づく、担保・保証に過度に依存しない融資による成長資金の供給の加速
 - － 地域企業に対する成長資金の供給や人材・ノウハウを含む経営支援等に関し、地域金融機関の関係機関との連携による取組みの促進

(参考：「未来投資戦略 2017」の構成)

第1 ポイント

第2 具体的施策

I Society 5.0に向けた戦略分野

5. FinTechの推進等

II Society 5.0に向けた横割課題

3. 「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進

ii) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

III 地域経済好循環システムの構築

1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じた、生産性向上や円滑な事業再生・事業承継、適切な新陳代謝等の促進

IV 海外の成長市場の取り込み

II 「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)

1. 経緯

経済・財政一体改革を推進し、当面の経済財政運営と 30 年度予算編成に向けた考え方を示すため、経済財政諮問会議での議論を経て、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(29 年 6 月 9 日閣議決定)が取りまとめられた(骨太の方針)。

2. 金融庁関連の施策

(1) FinTech

金融関連サービスの利用者にとっての利便性を向上させるとともに、企業の

資金調達力や生産性・収益力の向上につなげる。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化

経営利益が過去最高水準となるなど日本企業の「稼ぐ力」は確実に改善しているが、まだ欧米企業に水をあけられている。このため、コーポレート・ガバナンス改革を粘り強く進め、過度に短期的・投機的取引に陥ることなく、その収益が研究開発投資、設備投資、人材投資等に振り向けられるようにしていく。また、ESG（環境、社会、ガバナンス）投資等により、中長期的に成長力や収益力を強化することも重要である。

(3) ストックの有効活用

空き家等の流通・利活用を図るとともに、住宅ストックの良質化・省エネ化、既存住宅の適正な評価、安心できる取引環境整備等により既存住宅流通・リフォーム市場を活性化する。また、若者・子育て世帯等の円滑な入居の確保を図るため、空き家や民間賃貸住宅、UR賃貸住宅を活用した取組みを支援する。

長期的かつ効率的な資産形成のため、つみたてNISAを含むNISA制度や個人型確定拠出年金（iDeCo）等の活用を促進する。

(参考：「経済財政運営と改革の基本方針 2017」の構成)

第1章 現下の日本経済の課題と考え方

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

2. 成長戦略の加速等

(1) Society5.0の実現を目指した取組

① 戦略分野

v) FinTech

(2) 生産性の向上に向けた施策

② コーポレート・ガバナンスの強化

3. 消費の活性化

(2) 新しい需要の喚起

⑤ ストックの有効活用

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

第4章 当面の経済財政運営と平成30年度予算編成に向けた考え方

Ⅲ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」（平成28年12月22日閣議決定）

1. 経緯

まち・ひと・しごと創生本部において、26年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂版である「まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂2015」（27年12月24日閣議決定）が策定されていたところ、その改訂版として、28年12月に「『まち・ひと・しごと創生総合戦略』改訂2016」（28年12

月 22 日閣議決定) が策定された。また、既存の取組みを加速化するための新たな施策により、地方創生の新展開を図るため、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」(29 年 6 月 9 日閣議決定) が策定された。

2. 金融庁関連の施策

「まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂 2016」における金融庁関連の主な施策は以下のとおり。

- ・ ローカルベンチマーク等の活用
- ・ 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等
- ・ 円滑な事業整理のための支援
- ・ 地域の未来につながる地域未来牽引事業への投資の促進
- ・ 民間金融機関と政府系金融機関との連携強化
- ・ 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等

(参考:「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016 改訂版)」の構成)

I. 基本的な考え方

II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

III. 今後の施策の方向性

3. 政策パッケージ

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組み

D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携

A まちづくりにおける地域連携の推進

IV. 地方創生に向けた多様な支援 - 「地方創生版・三本の矢」 -

IV 「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成 29 年 5 月 30 日閣議決定)

1. 経緯

「官民データ利活用社会」のモデルを世界に先駆けて構築する観点から、我が国全体の IT 戦略の新たなフェーズに向け、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(29 年 5 月 30 日閣議決定) が取りまとめられた。

2. 金融庁関連の施策

(1) 金融分野におけるデータの利活用の推進

- 金融サービスをめぐる環境が変化する中であって、金融分野におけるオープンイノベーション(外部との連携・協働による革新)を進めていくことが重要。

○ このため、29年度から30年度にかけて、金融分野におけるデータ利活用に関する実態を踏まえた上で、預金者等の信頼・安全の確保に留意しつつ、適切なデータの利活用の方策について検討を行うよう促し、順次データの利活用を促進。同時に、データ利活用の活性化の観点から、金融機関による官民データの利活用も推進。

(2) 住宅ローン契約等におけるマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進

○ 住宅ローン契約等における利用者の利便性向上及び銀行等の事務効率化の観点からは、マイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進を図ることが重要。

○ このため、29年度中に銀行等において課題等を整理するよう促すとともに、公的個人認証を用いて容易にオンラインで本人確認を行うことができる環境を整備するためにアクセス手段を多様化する取組みを進めるなど、公的個人認証を用いた本人確認の導入・拡大に向けた対応を逐次促進。

○ これにより、利用者の手続簡略化等による銀行等における事務の効率化、利用者利便の向上を目指す。

(3) 銀行システムのAPI（外部接続口）の公開の促進（オープンAPIの導入）

○ 多くのFinTech事業者は、「スクレイピング」による方法で銀行システムにアクセスして入手したデータを用いてサービスを提供。

○ 安心・安全を確保しつつ、データ連携を実現するため、オープンAPIの推進に係る更なる課題について検討するとともに、32年までにオープンAPIの導入銀行数80行程度以上を目指す。

○ これにより、金融機関とFinTech企業によるオープンイノベーションを実現。

(4) 事業者における財務・決済プロセス高度化に向けた金融EDIにおける商流情報活用の促進

○ 事業者における財務や決済処理の効率化・高度化に向けては、商流情報が電子的に授受できることが重要。

○ 産業界の実態を踏まえ、29年中に金融EDI情報として格納すべき商流情報の標準化項目の普及に向けた課題を整理するとともに、金融機関におけるXML電文化について、30年中のXML新システム稼動と、32年までのXML電文への全面的移行について、着実に取り組む。

(参考：「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の構成)

第1部 総論

第2部 官民データ活用推進基本計画

I. 官民データ活用推進基本計画に基づく推進の施策

Ⅱ. 施策集

- Ⅱ－１－（３） データ利活用のルール整備【基本法第 12 条関係】
- Ⅱ－１－（４） マイナンバーカードの普及・活用【基本法第 13 条関係】
- Ⅱ－１－（７） データ連携のためのプラットフォーム整備
【基本法第 15 条第 2 項関係】

第3節 金融に関する税制

I つみたてNISAの創設を含むNISA（少額投資非課税制度）の普及・定着に向けた取組みについて

1. つみたてNISAの導入等について

平成29年度税制改正において、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの長期・積立・分散投資を促進するための「つみたてNISA」を創設することが盛り込まれた（資料6-3-1参照）。同制度は、年間40万円を上限として行う積立投資について、配当・譲渡所得を20年間非課税とする制度であり、30年1月1日より開始される（口座開設の受付は29年10月1日開始）。

	つみたてNISA	一般NISA
年間投資上限額	40万円	120万円 (平成26・27年は100万円)
非課税保有期間	20年間	5年間
投資可能期間	20年間 (平成30年～平成49年)	10年間 (平成26年～平成35年)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 (金融庁への届出が必要)	上場株式・公募株式投資信託・ REIT等
投資方法	積立投資	制限なし
つみたてNISAと 一般NISAの関係	いずれか選択して開設可能	

2. 周知・広報活動等の実施

つみたてNISAを通じ、投資未経験者層を含む幅広い家計に安定的な資産形成を実現していただけるよう、関係業界と連携して、制度の周知・広報を展開していくとともに、家計の投資に対する理解・リテラシーを深めるための実践的な投資教育等の取組みも促進している。

II 平成29年度税制改正について

平成29年度税制改正要望にあたり、

- ・ 活力ある資本市場と家計の安定的な資産形成の実現
- ・ 金融のグローバル化への対応
- ・ その他の重要項目

を柱とし、種々の税制改正要望を行った。

この結果、平成29年度税制改正大綱（28年12月22日閣議決定）において以下の内容が盛り込まれた（資料6-3-1参照）。主要な項目は以下のとおり。

1. 少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善

家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための「つみたてNISA」を新たに創設することが盛り込まれた（前述（第2部第6章第3節I）参照）。

2. 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）

28年に一部の金融商品間の損益通算が認められたところ、デリバティブ取引については損益通算が認められていなかったため、デリバティブ取引等の金融所得課税の一体化を要望。投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、平成29年度与党税制改正大綱においては、以下の内容が盛り込まれた。

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

3. 上場株式等の相続税評価の見直し等

相続財産となった上場株式等は、相続税評価上、原則として相続時点の時価で評価されており、相続時から納付までの価格変動リスクを考慮されていない。このため、上場株式等は、価格変動リスクの低い資産と比べ不利になっており、投資家の株式離れを助長させるという指摘がある。そこで、

- ① 上場株式等の相続税評価額について、相続時から納付期限までの価格変動リスクを考慮したものとする。
- ② 相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けること。
- ③ 上場株式等の物納順位について、第一順位（国債・地方債・不動産・船舶）の資産と同等となるよう、見直しを行うこと。

につき要望したところ、平成29年度税制改正大綱にて、以下のとおり③の措置が盛り込まれた。

「上場株式等の物納順位を国債及び不動産と同順位（第一順位）とし、物納財産の範囲に投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を加え、これらも第一順位とする。」

4. 外国子会社合算税制（CFC税制）の抜本の見直し

現行CFC税制については、アイルランドで行う航空機リース業など、租税回避目的ではない事業まで合算対象になる等の問題が指摘されていた。

このため、CFC税制の抜本の見直しにあたっては、租税回避目的がない事業が合算対象とならないよう、ビジネスの実態に配慮することを要望したところ、以下の措置が盛り込まれた。

- ・ 海外で実体のある事業を行っている航空機リース業が合算対象外とならないよう、適用基準の見直しを行う。
 - ・ 金融機関がその業として得る金融所得（利子・配当等）を合算対象外とする。
 - ・ 海外で免許を受けて保険業を営む子会社について、現地のビジネスの実体に合わせた所要の措置を講じる。
5. クロスボーダーの債券現先取引に係る非課税措置（レポ特例）の拡充
 クロスボーダーのレポ取引については、外国金融機関等が国内金融機関等から受け取るレポ差額を非課税とする措置（レポ特例）が講じられていた。しかし、上記特例は、金融機関等とのレポ取引のみを対象としていたため、国内金融機関等による円滑な資金調達を可能とするために対象の拡充を要望したところ、以下の措置が盛り込まれた。
- ・ レポ特例の対象に、短資会社及び国内外の清算機関も含める。
 - ・ 国内金融機関と一定の外国法人（海外ファンド）との間で行うレポ取引についても、一定の要件のもと非課税の対象とする（2年間の時限措置）。
6. 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税の停止措置の適用期限の延長
 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等を図る観点から、以下の措置が盛り込まれた。
- ・ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年間延長する。
7. 投資法人（インフラファンド）に係る税制優遇措置の延長
 金融資本市場の競争力強化等の観点から、以下の措置が盛り込まれた。
- ・ 投資法人に係るペイスルー課税の特例について、29年3月末までとなっている再生可能エネルギー発電設備（及び主に当該設備に投資する匿名組合出資持分）の取得期限を3年間延長する。
8. 「仮想通貨」に係る消費税の課税関係に関する整理
 支払い・決済手段としての機能を有する仮想通貨について、外為法上の支払手段等との比較や国際的な課税上の取扱いの状況等を踏まえ、以下の措置が盛り込まれた。
- ・ 資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とする。

第4節 規制・制度改革等に関する取組み

I 規制・制度改革に関する取組み

1. 概要

平成28年9月、「規制改革会議」（内閣総理大臣の諮問機関、25年1月設置）同様、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項を総合的に調査審議するため、「規制改革推進会議」が内閣総理大臣の諮問機関として設置された。

「規制改革推進会議」やその下に設置された行政手続部会・4つのWGにおいて、規制・制度改革に関する議論がすすめられ、例年同様、これを踏まえた政府の方針である「規制改革実施計画」が取りまとめられ、閣議決定された（29年6月9日）。

なお、この間、広く国民や企業等からの提案を受け付ける目的で、25年3月より開設された「規制改革ホットライン」には、規制改革提案が定期的に寄せられており、当該提案の是非についても随時検討を行っている。

2. 25年6月、26年6月、27年6月、28年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」や規制改革ホットラインに寄せられた提案を踏まえた金融庁の本事務年度における主な対応

(1) 「規制改革実施計画」（25年6月14日閣議決定、26年6月24日閣議決定、27年6月30日閣議決定、28年6月2日閣議決定）に盛り込まれた規制の見直し

- ・ 適切な管理体制の下、銀行によるデビットカード等を活用したキャッシュアウトサービスが可能であることを明確化するため、必要な体制整備の内容等を定める銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第8号）を制定した（29年3月24日公布、同年4月1日施行）
- ・ 国内募集と並行して海外募集が行われる場合に、海外募集に係る臨時報告書に記載すべき情報が国内募集に係る有価証券届出書等に全て記載されているときには、当該臨時報告書の提出を不要とする、企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第2号）を制定した（平成29年2月14日公布・施行）。

(2) 「規制改革ホットライン」に寄せられた提案に関する規制の見直し

- ・ 金融機関の所有不動産について、地方自治体等の公的要請に基づき賃貸を行う場合に、監督指針上の要件を柔軟に解釈できる旨を監督指針で明確化
- ・ 金融機関のリース子会社における不動産オペレーティング・リースについては、公共施設等の整備に係るものに限って取扱いを解禁

(3) 「規制レビュー」への対応

- ・ 「規制レビュー」とは、規制を所管する府省が主体的に規制の見直しを行うための取組み。
- ・ 「規制レビュー」の一環として本年実施した取組みとして、見直し時期が到来した規制等について、規制シートを作成した。

3. 29年6月9日に新たに閣議決定された「規制改革実施計画」における金融庁関連の施策

規制改革推進会議では、行政手続コストの削減や分野ごとの規制改革に取り組み、その結果が「規制改革推進に関する第1次答申～明日への扉を開く～」として公表された(29年5月23日)。それを踏まえて、「行政手続コストの削減」、「農林水産」、「人材」、「医療・介護・保育」、及び「投資等」の5つの分野から構成される「規制改革実施計画」が閣議決定された(29年6月9日)。「規制改革実施計画」に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革推進会議に報告するとともに、公表することとされている。

金融庁所管の主な施策として盛り込まれているものは下記のとおり。

【医療・介護・保育分野】

- ・ 金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役職員以外の子どもへの受入れについての周知

【投資等分野】

- ・ 銀行グループへのIFRSの任意適用の解禁
- ・ 銀行単体に対する自己資本比率の開示規制の緩和
- ・ 外国口座管理機関に係る手続の負担軽減

4. 行政手続コスト削減に向けた基本計画

規制改革推進会議行政手続部会では、行政手続コストの削減に向けた議論が行われ、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(29年3月29日行政手続部会決定)、「基本計画策定のための作業方針」(29年4月21日行政手続部会)が策定された。

それを踏まえて、「営業の許可・認可に係る手続」について、金融庁の行政手続コスト削減に向けた基本計画を策定・公表した(29年6月30日)。

II 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

1. 本制度の概要

産業競争力強化法(26年1月20日施行)において、新事業へチャレンジする事業者を後押しするため、「グレーゾーン解消制度」及び「企業実証特例制度」が創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度であり、「企業実証特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度である。

2. 本制度の実績

28 事務年度においては、グレーゾーン解消制度に基づく照会、企業実証特例制度に基づく要望はいずれも寄せられなかった。

Ⅲ 地域再生に関する取組み

1. 概要

政府においては、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として、地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定。最終変更：29 年 3 月 31 日）を定めている。

当該基本方針においては、地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策が記載されており、内閣府地方創生推進事務局が、当該再生計画と連動する施策及び各府省庁が実施する地域再生に資する施策を集約し、ウェブサイトに掲載している。（資料 6－4－1 参照）

2. 地域再生計画の認定

28 事務年度において、内閣府地方創生推進事務局が全国の地方公共団体から受け付けた地域再生計画の認定申請（第 40 回＜28 年 9 月 1 日～9 月 14 日＞、第 41 回＜29 年 1 月 4 日～1 月 6 日＞、第 42 回＜29 年 1 月 16 日～1 月 20 日＞、第 43 回及び第 44 回＜29 年 3 月 8 日～3 月 24 日＞）には、当庁関連の地域再生計画は含まれていなかった。

第5節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について

I コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み

1. スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの策定

金融庁においては、成長戦略の一環として、

- ① 平成26年2月に機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードを策定し、機関投資家に対して、企業と建設的な対話を行い、中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すよう働きかけるとともに、
- ② 27年6月に上場企業の行動原則であるコーポレートガバナンス・コードを策定し、上場企業に対して、幅広いステークホルダーと適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、中長期的な資本効率等の改善を図るよう促す取組みを進めてきている。

2. コーポレートガバナンス改革の進捗状況

両コードを「車の両輪」として、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組みが進められてきたところ、以下のような進捗が見られる。(資料6-5-1参照)

- ① 上場企業の8割超が、コーポレートガバナンス・コードの原則の9割以上を実施する中、独立社外取締役を選任する上場企業が大きく増加している。また、同コードの導入当初は実施率の低かった取締役会の実効性評価についても、実施する企業が増加している。
- ② 政策保有株式について、3メガバンクグループをはじめ、主要企業において縮減に向けた動きが見られる。
- ③ 機関投資家についても、200を超える機関投資家がスチュワードシップ・コード受入れを表明し、企業側からは、投資家の行動に変化があったとの声がある。

II スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議について

1. 設置の経緯等

両コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として、同年8月、東京証券取引所とともに「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を設置した。

2. フォローアップ会議意見書「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」について

フォローアップ会議では、28年2月より、「企業と機関投資家との建設的な対話」について議論を深め、同年11月30日に、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見書を公表した。意見書においては、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深

化させていくためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが重要であるとされ、スチュワードシップ・コードの改訂が提言された。(資料6-5-2参照)

Ⅲ スチュワードシップ・コードの改訂について

1. 経緯

「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」に関する意見書を受け、29年1月より、スチュワードシップ・コードを改訂することを目的として、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」(以下、「有識者検討会」という)を開催した。

有識者検討会は、同年3月28日にコード改訂案を公表し、同年4月27日(英訳版は同年5月8日)にかけてパブリックコメント手続を実施した。寄せられた意見を踏まえ、同年5月29日、有識者検討会は、スチュワードシップ・コードの改訂版を確定・公表した。(資料6-5-3~4参照)

2. スチュワードシップ・コードの改訂の概要

改訂により明確にされた主な内容は以下のとおり。

<アセットオーナー(年金基金等)>

- ・年金基金等のアセットオーナーが、最終受益者の利益の確保のため、可能な限り、自らスチュワードシップ活動を行うこと。また、自ら直接的にスチュワードシップ活動を行わない場合には、運用機関に実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めること。
- ・スチュワードシップ活動に関して求める事項・原則を運用機関に対して明示すること。

<運用機関>

- ・運用機関が、議決権行使等に際して、顧客・受益者の利益を確保するため、具体的な局面を特定した実効的な利益相反管理方針を策定・公表するとともに、独立した取締役会や第三者委員会などのガバナンス体制を整備すること。
- ・株式を売却する選択肢が限られ、中長期的な企業価値の向上を促す必要性が高いパッシブ運用において、より積極的な対話等に取り組むこと。

<機関投資家全体(アセットオーナー及び運用機関)>

- ・機関投資家の経営陣が、スチュワードシップ責任を実効的に果たすための適切な能力・経験を備えること。
- ・議決権行使についての可視性を高め、利益相反の懸念を払拭する等のため、原則として、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権行使結果を公表すること。
- ・運用機関が、自らのガバナンス体制等の持続的な改善に向けて、スチュワードシップ・コードの実施状況を定期的に自己評価し、公表すること。また、アセットオーナーが、こうした自己評価等も活用し、運用機関に対する実効的なモニタリングを行うこと。

<議決権行使助言会社>

- ・議決権行使助言会社が、企業の状況の的確な把握等のために十分な経営資源を投入すること。また、業務の体制や利益相反管理、助言の策定プロセス等に関し、自らの取組みを公表すること。

第6節 中小企業等の経営改善・体質強化の支援

I 背景

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年12月成立・施行。以下、「中小企業金融円滑化法」という。）の期限到来（25年3月末）に際して、金融機関に対し、引き続き、貸付条件の変更等に努めるよう促すととともに、中小企業の経営改善につながる支援に軸足を移していくとの方針を明確化した。こうした方針に基づき、中小企業庁等と連携して、① 政府全体として中小企業金融円滑化法終了に対応する体制の構築、② 金融機関による円滑な資金供給の促進、③ 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化、④ 個々の借り手への説明・周知等を柱とする総合的な対策を策定・推進してきた。

II 主な取組み

1. 金融行政方針等に基づく検査・監督

従来より、金融機関に対し、担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）するよう促してきた。本事務年度においては、金融機関において「事業性評価」に基づく融資や経営支援等の取組みがより一層進むよう、企業アンケート等により金融機関の融資姿勢の実態を把握し、当該実態把握の結果や「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標も活用して、金融機関と深度ある対話を行うとともに、金融機関の優れた取組みを公表・表彰する仕組みについて検討を開始した。

2. 認定支援機関による経営支援

24年8月末に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下、「新促法」という。）（中小企業庁と共管）が改正され（中小企業経営力強化支援法施行に伴うもの）、財務、会計等の専門的知識を有する者（商工会・商工会議所、税理士、金融機関等）を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）は、中小企業・小規模事業者に対し、経営状況の分析（運転資金の確保や業務効率化等）、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を実施してきた。

また、28年5月24日に新促法が改正され、名称を中小企業等経営強化法とするとともに、中小企業の経営力向上の支援が法目的に追加され、認定支援機関の支援対象が経営力向上に取り組む中小企業等に拡大された（28年7月1日施行）。

なお、29年6月30日現在、26,488件の認定支援機関を認定している（うち金融機関488件）。

認定支援機関について、機関ごとの支援状況、知識・支援能力の差や他の支援機関との連携不足といった指摘を踏まえ、中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会において、金融関係団体も参加した見直しの議論が行われ、①能力確保に

に向けた取組み、②制度の普及促進、等の検討を内容とする「中間整理」が29年6月にまとめられた。

3. 地域経済活性化支援機構（REVIC）の積極的な活用

地域金融機関に対して、取引先企業への経営課題の解決策の提案及び実行支援に際し、REVICが有する機能（専門家の派遣、企業に対する直接の再生支援、事業再生・地域活性化ファンドへの出資・運営、経営者保証付債権等の買取り・整理業務等）を積極的に活用するよう、各種ヒアリング等の機会を通じて促した。

4. 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化については、第3部第9章第7節「中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化」を参照。

第7節 東日本大震災への対応

I 二重債務問題に係る金融庁関連の施策

1. 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日）の公表を受け、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界及び学識経験者等で構成される研究会が発足し、関係者間の協議を経て、同年7月15日に、民間における個人向けの私的整理による債務免除のルールを定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン（以下「個人版私的整理ガイドライン」という。）」が取りまとめられた。（資料6-7-1～5参照）同年8月1日には、ガイドラインの運用のため一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立され、同月22日よりガイドラインの適用が開始された。同年10月26日、24年1月25日、同年12月19日には、同委員会によりガイドラインの運用の改善が図られている。（資料6-7-6～8参照）

28 事務年度においても、引き続き、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなくガイドライン運営委員会を利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行っている。

具体的には、個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関して、マスメディアを通じた広報（新聞折込チラシ、新聞広告、テレビCM等）、住宅再建ワンストップ相談会の開催など、より効果的な周知広報となるよう、様々な施策を実施した。

（参考）個人版私的整理ガイドラインの運用状況

・ 個別の相談件数：5,804件

- ・債務整理に向けて準備中：8件
- ・成立件数：1,357件

2. 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用を含め、被災者の事業や生活の再建に向けた支援に継続的に貢献していくよう強く促してきた。

さらに、28年10月21日に公表した「平成28事務年度金融行政方針」においても、金融機関に対して、東日本大震災事業者再生支援機構等の活用を含めた、被災事業者等にとって最適な解決策の提案・実行支援を行うよう促した。

加えて、28年12月、東日本大震災事業者再生支援機構における被災事業者に対する支援決定期間の1年延長を受けて、金融機関に対し、同機構の積極的な活用を検討することや、被災事業者の事業再生計画の遂行について、主体的かつ継続的に支援を行うことを要請した。

(参考)

(29年6月30日時点)

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設立	23年11月11日	23年12月27日	23年12月28日	23年11月30日	24年3月28日
買取決定	110先	142先	47先	20先	16先

	東日本大震災事業者再生支援機構
設立	24年2月22日
支援決定	728先

II 金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国の資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況報告がなされ、28年3月期（11金融機関）については同年9月16日に、同年9月期（11金融機関）については29年3月17日に、報告内容を公表した。

また、金融機能強化法の震災特例に基づき国の資本参加を行った筑波銀行、東北銀行、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫、あぶくま信用金庫、相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合の新しい経営強化計画等については、28年9月16日に公表した。

Ⅲ その他

28年7月以降においても、震災発生当日の金融上の措置の要請（資料6-7-9参照）を含め、今般の震災を受けて実施した施策について、金融庁ウェブサイトへの掲載等により周知を図った。

第8節 平成28年熊本地震への対応

平成28年熊本地震への対応として、金融庁は、平成28年4月15日に、熊本県内の関係金融機関等に対し、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請した。これを受け、銀行・信用金庫・信用組合においては、通帳等紛失時の預金払戻しに係る本人確認の便宜扱い、定期預金等の期限前払戻し等を行ったほか、保険会社においては、保険料の払込み猶予、保険金支払いの迅速化等の措置が採られた。

また、上記以外にも、以下のような対応を行い、被災者や被災企業の支援を行っている。

- ・ 自然災害の影響により既往債務の弁済が困難となった被災者（個人債務者）の債務整理を円滑に進めるため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下この節において「ガイドライン」という。）（注）の運用支援として、被災者がガイドラインに基づき債務整理を行う場合の、弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等の補助を実施するとともに、ガイドラインの周知広報を実施
- ・ 28年7月に、REVICと地域金融機関等が連携して設立した、被災事業者の復旧・復興支援等を目的とした「熊本地震事業再生支援ファンド」及び「九州広域復興支援ファンド」の活用の促進を通じて、震災からの復旧・復興支援を実施

金融庁としては、引き続き、金融機関が被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくとともに、被災者や被災企業の支援に向けて取り組んでいく。

（注）自然災害の影響により、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、信用情報への登録などを回避しつつ、債務免除等を受けることを可能とすることを定めた民間の自主的なルール（28年4月より適用開始）。（資料6-8-1～3）

（参考）1. ガイドラインの運用状況（29年6月30日時点）

- ・ 登録支援専門家に手続支援を委嘱した件数：686件
うち、手続き中の件数：495件
うち、特定調停の申立てに至っている件数：28件
- ・ 債務整理成立件数：83件

2. REVICの熊本地震対応ファンドの取組状況（29年6月30日時点）

- ・ 熊本地震事業再生支援ファンドの実行件数：4件
- ・ 九州広域復興支援ファンドの実行件数：2件

第9節 消費者行政に関する取組み

I 経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない」とされていることを踏まえ、平成27年3月24日、27年度から31年度までの5年間を対象とする新たな消費者基本計画が閣議決定された。

消費者基本計画には、5年間で取り組むべき施策として、①消費者の安全の確保、②表示の充実と信頼の確保、③適正な取引の実現、④消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成、⑤消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備、⑥国や地方の消費者行政の体制整備が挙げられている。

II 工程表の作成等

消費者基本計画においては、「本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表」を策定することとされており、消費者基本計画と併せて消費者基本計画工程表（以下「工程表」という。）が策定された。

工程表においては、各府省庁等の中で連携が必要な施策についてのそれらの関係を明確にするとともに、効果把握のための指標として、本計画に示したKPI（重要業績評価指標）を可能な限り施策ごとに更に具体化することとされている。

また、本計画を実効性のあるものとするために、本計画に基づく施策の実施状況について、十分な検証・評価・監視を行うこととされている。具体的には、各施策の28年度の実施状況について、消費者庁が金融庁を含む関係府省庁の協力を得て取りまとめ、29年6月9日、「平成28年度消費者政策の実施の状況（消費者白書）」として公表された。また、消費者政策会議（閣僚級会議）において、消費者委員会の意見を聴取した上で、29年6月21日、工程表が改定された。

III 消費者基本計画における金融庁関連の施策

消費者基本計画及び工程表には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。（資料6-9-1参照）

（注）以下の番号は、消費者基本計画の番号に対応。

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

- ③ 詐欺的な事案に対する対応
- ④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備
- ⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に

関する制度の見直し

- ⑥ 不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用
- ⑦ サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備
- ⑧ 仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備

(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

- ① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進
- ④ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

- ① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進
- ⑥ 学校における消費者教育の推進
- ⑦ 地域における消費者教育の推進
- ⑪ 金融経済教育の推進

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

- ⑤ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営
- ⑧ 「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者の救済支援等
- ⑨ 多重債務問題改善プログラムの実施

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(1) 国の組織体制の充実・強化

- ⑧ 消費者からの情報・相談の受付体制の充実

第10節 障害者施策への対応

I 概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害者差別解消法に基づき、平成27年2月24日、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

障害者差別解消法の施行（28年4月1日）に当たり、各府省庁においては、基本方針に即して、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供等について、各府省庁の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「対応要領」という。）及び各府省庁所管の事業者が適切に対応するために必要な指針を定めることとされており、金融庁においても対応要領及び対応指針を制定した。（28年4月1日施行）（資料6-10-1～2参照）

II 対応要領の周知及びアンケート調査等の実施

職員向けの対応要領として制定された金融庁訓令「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、全職員を対象とした研修において周知を行った。

また、銀行等に対するアンケート調査のほか、障害者差別解消法施行（28年4月）後の現状について、各障害者団体へのヒアリングを実施した。当該ヒアリングでの把握事象も含め、障害者に対する利便性向上について、銀行等に対して、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、より積極的な対応を促してきた。保険の契約や請求手続きについても、障害者から利便性向上の要望が寄せられていること等を踏まえ、生命保険会社及び損害保険会社に対して、障害者に配慮した取組み状況に関するアンケート調査を実施し、その結果も踏まえ、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、障害者に対する利便性向上の取組みを促した。

第11節 金融経済教育の取組み

I 概要

金融経済教育については、以下の報告書や提言等において、その重要性が述べられており、金融庁としても様々な機会を活用しながら金融経済教育を推進している。(資料6-11-1参照)

- ・多重債務問題改善プログラム(平成19年4月20日、多重債務者対策本部決定)
- ・金融・資本市場競争力強化プラン(19年12月21日、金融庁)
- ・金融経済教育研究会報告書(25年4月30日、金融庁)
- ・金融・資本市場活性化に向けての提言(25年12月13日、金融庁・財務省)
- ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)
(26年6月12日、金融庁・財務省)
- ・消費者基本計画(27年3月24日、閣議決定)
- ・日本再興戦略2016(28年6月2日、閣議決定)
- ・未来投資戦略2017(29年6月9日、閣議決定)

II 金融経済教育の推進を含む具体的な取組み状況

1. 金融経済教育推進会議

金融経済教育を推進するため、25年6月、金融広報中央委員会に「金融経済教育推進会議」が設置され(有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省が参画)、その後、26事務年度には、第4回推進会議(26年12月2日開催)で「金融リテラシー・マップ」(注)(高校生以下の部分)の改訂案等について、第5回推進会議(27年6月1日開催)で「金融リテラシー・マップ」(大学生以上の部分)の改訂案等について議論された。27事務年度には、第6回推進会議(27年12月7日開催)で、社会人向け金融経済教育の基本的考え方や関係団体内部研修への相互参加・相互講師派遣について議論されたほか、当庁から「土曜学習」について紹介することなどにより、その取組みの充実に向けた議論が行われた。

28事務年度に開催された第7回推進会議(28年7月11日開催)では、「金融リテラシー調査」の結果概要等に関する報告等が行われた。第8回推進会議(28年12月6日開催)では、新たな連携強化に向けた取組み等について議論された。第9回推進会議(29年6月1日開催)では金融経済教育の効果測定のための取組み等について議論された。

(注) 金融経済教育研究会報告書において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化したもの(金融経済教育推進会議において26年6月に策定、27年6月に改訂)。

2. 大学における金融経済教育

大学生に対し、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、26年4月から「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業をオムニバス形式で実施（資料6-11-2参照）。また、その取組みを拡大するため、大学に対する働きかけも行った。

27年度：5大学で実施

（東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、県立広島大学、神戸国際大学）

28年度：8大学で実施

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、神戸国際大学、東北学院大学）

29年度：10大学で実施

（前期：東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、東京理科大学）

（後期：武蔵野大学、金沢星稜大学、東北学院大学、椋山女学園大学、大学コンソーシアム大阪）

3. ガイドブックの改定・配布

「金融リテラシー・マップ」の内容を反映したガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した『「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック』を全国の高校・大学・地方公共団体等へ配布した。（資料6-11-3参照）

4. 事前相談業務等の実施

金融経済教育研究会報告書において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」として「外部の知見の適切な活用」が提示された。金融商品を利用選択するにあたり、予防的・中立的なアドバイスの提供体制を構築するため、26年5月から、金融庁金融サービス利用者相談室において「事前相談（予防的なガイド）」を開設し、28事務年度は823件の相談を受け付けた。

5. 電子マネーに関する消費者被害の未然防止に向けた対応

プリペイドカードに関する消費者被害が26年以降増加していることから、金融庁としても被害防止に向けて様々な手段を用いて取り組んでいる。例えば、電子マネーに関する消費者被害の項目が記載されたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を金融庁等のウェブサイトに掲載するとともに全国の高校・大学・地方公共団体等に配布するなど、様々な手段で注意喚起を行っている。（資料6-11-4参照）

6. シンポジウムの開催

地域住民を対象に、金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すことを目的とした「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を、札幌市、金沢市、高松市、福岡市、熊本市、那覇市の計6箇所で開催した。

7. 金融知識普及功績者表彰等

金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している（28年度 16件）。（資料6-11-5参照）

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力を行っている。

8. 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした（28事務年度 後援20件、共催2件）。（資料6-11-6参照）

第12節 家計の安定的な資産形成に関する取組み

1. 家計の安定的な資産形成に関する有識者会議

長期・積立・分散投資の促進や、実践的な投資教育・情報提供などについて議論・検討を行うことを目的に、金融庁に「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」を設置した（平成29年2月）。（資料6-12-1参照）

第1回有識者会議では、平成29年2月3日に開催し、「長期・積立・分散投資に資する投資信託のあり方」や「商品比較情報等の提供のあり方」についてワーキング・グループを設置して検討することが了承された。

第2回有識者会議では、平成29年3月30日に開催し、「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」の報告書について報告されたほか、我が国の投資信託の現状について議論が行われた。

2. 長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ

「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」の下に設置され、つみたてNISAの対象としてどのような投資信託が適しているか議論が行われた（平成29年2月から3月まで計3回開催）。

第13節 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み

「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」（平成27年7月2日公表）に基づき、官民が一体となって金融機関のサイバーセキュリティ向上のための取組みを推進しているところ。

28事務年度は、主に以下について重点的に取り組んだ。

1. サイバーセキュリティ対策に係る建設的な対話と一斉把握

27事務年度以降、地域銀行を中心に、証券会社、生損保等の幅広い業態について、サイバーセキュリティ対策に係る建設的な対話と実態把握を進めており、28事務年度までに、地銀、第二地銀については、全行の実態把握を実施した。

28事務年度の実態把握においては、地域銀行や証券会社の態勢整備が進んでいる様子が見られたものの、以下のような課題も残っていることが判明した。

- ① これまでの実態把握結果のフィードバック等により、経営陣が陣頭指揮を執って取組みを推進している先が多く見られた一方、経営陣の関与が希薄で取組みが停滞している先も見られ、金融機関のサイバーセキュリティ対策の二極化が進んでいる。
- ② サイバーセキュリティに着眼したリスク評価の必要性は認識されているものの、未定着であり、未だ脅威（攻撃手口）と脆弱性から自行の残存リスクを評価できておらず、管理態勢の整備や技術的な対策が限定的になっている先が見られる。
- ③ コンティンジェンシープランの策定や演習への参加など、侵入されることを前提とした対策の強化が停滞している。
- ④ 金融ISACのほかにも共同システム利用行や親密銀行間の検討会、グループ主導といった多様な共助態勢の構築が進行しており、取組みが進んでいる先では、こうした共助態勢を有効活用している。一方で、取組みが進んでいる先との繋がりがなく孤立している先は対策に苦慮している。

実態把握の結果については、個別あるいは業界団体を通じて各金融機関に還元し、サイバーセキュリティ対策の改善を促した。また、27事務年度の実態把握の結果、経営陣の意識改革と早急な態勢整備が必要であると認められた金融機関について、改めて取組みの進捗状況を確認したところ、経営陣が陣頭指揮を執る態勢が整備され、サイバーセキュリティ管理態勢強化にかかる取組みが急速に進展していた。

2. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施

金融業界全体のサイバーセキュリティの底上げを図ることを目的に、28年10月、当庁主催の「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」（通称：Delta Wall）をはじめて実施し、77の金融機関、延べ約900名が参加した。うち約7割の金融機関で経営層が参加している。（資料6-13-1参照）

演習への参加を通じて、効果的にサイバーセキュリティ対策の向上が図られるよう、以下の点を重視した。

- ① 民間コンサル等の演習を利用しにくい中小地域金融機関が多数参加することを踏まえ、演習実施までに自主的なインシデント対応能力の向上に取り組めるよう、事前にシナリオのうち骨子部分のみを開示（オープンシナリオ方式）
- ② 多くの関係部署（経営層、システム部門、広報、企画部門等）が参加できるよう、自職場参加方式で実施（⇔会場集合方式）
- ③ 民間の専門家の知見や攻撃の実例分析等を参考にしつつ、演習シナリオを作成
- ④ 参加金融機関が「つつがなく演習をクリア」したことで良しとしないよう、「とり得た他の選択肢」等を提示するなど事後評価に力点
- ⑤ 本演習の結果は、参加金融機関以外にも業界全体にフィードバック

サイバーセキュリティ演習は継続的に実施する予定であり、今回の演習に参加した金融機関からの意見等を踏まえ、より実効的な演習とすることにより、官民が一体となってインシデント対応の向上に努めていく。

3. 情報共有の取組み

金融 I S A C をはじめとした情報共有機関等を活用して、情報収集・提供及びこれを踏まえた取組みの高度化（脆弱性情報の迅速な把握・防御技術の導入等）を進めていくことの意義について、金融機関に対して周知してきたところであり、金融 I S A C への加盟状況は、着実に進捗しており、金融機関同士の情報共有の有効性が金融機関に浸透してきている（29 年 5 月 30 日時点で正会員 316 社）。（資料 6-13-2 参照）

（注）28 年 8 月にサイバーセキュリティ戦略本部が決定した「サイバーセキュリティ 2016」においても、「金融庁が金融機関に対し、『金融 I S A C』を含む情報共有機関等を通じた情報共有網の拡充を進める。」こととされている。

4. 国際的なサイバーセキュリティに関する取組み

金融分野へのサイバー攻撃は、我が国のみならず世界各国にとっても重大な脅威となっており、各国が連携・協調して対応していくことが求められている。

こうした中、G7 においては、27 年、「G7 サイバーエキスパートグループ」が設置され、28 年 10 月、「金融セクターのサイバーセキュリティに関する G7 の基礎的要素」が公表された。

現在、同エキスパートグループでは、サイバーセキュリティの効果的な評価手法、サードパーティリスクや他の重要なセクターとの協調に関して議論を進めているほか、G20 においても国際的な協力を強化するための作業を進めており、これまでの国内の取組みから得られた知見を共有するなど、各国当局とともにこうした取組みに貢献していく。